

平成24年度税制改正大綱

（厚生労働省関係の主要事項）

• 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置	1
• 平成24年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置	2
• 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続、医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続	3
• 社会保険診療報酬の所得計算の特例	4
• 研究開発税制（増加型・高水準型）の延長	5
• 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ	6
• 配偶者控除の見直し	7
• 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない 適格退職年金に関する税制優遇措置の継続	8
• 生活衛生関係営業関連の税制	9
• ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し	10

平成23年12月
厚生労働省



大綱の概要

平成24年度以降の子どものための現金給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講じる。

「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成23年8月4日民主党・自由民主党・公明党・3幹事長・政調会長合意）に基づき、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則第2条第1項において、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に規定する子ども手当の額を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする旨規定されている。

<参考> 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）（抄）

（受給権の保護）

第14条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第15条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

附 則

（検討）

第2条 政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。（以下略）

2 （略）

社会保険診療報酬に係る非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

(事業税)

大綱の概要

事業税における社会保険診療報酬にかかる実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討する。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成25年度税制改正において検討する。

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 (医療法人等)	2.7% (約4.9%)	3.6% (約6.5%)	3.6% (約6.5%)
	普通法人	2.7% (約4.9%)	4.0% (約7.2%)	5.3% (約9.6%)
	個人	5.0%		

注：（）内の％は、20年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「地方法人特別税」（事業税率の81％）を合算した税率

大綱の概要

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成25年度税制改正において検討する。

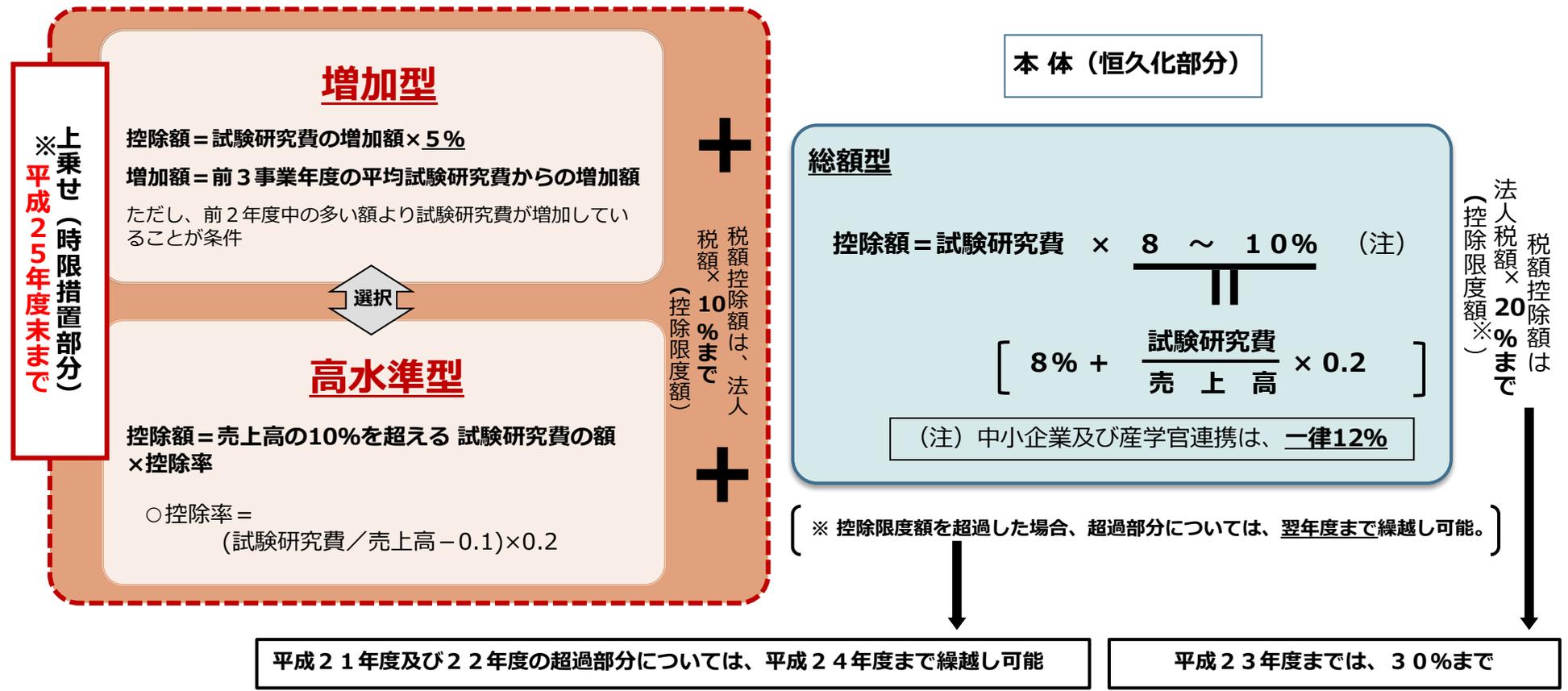
<参考> 社会保険診療報酬の所得計算の特例

医業又は歯科医業を営む個人及び医療法人が、年間の社会保険診療報酬が5000万円以下であるときは、当該社会保険診療に係る実際経費にかかわらず、当該社会保険診療報酬を4段階の階層に区分し、各階層の金額に所定の割合を乗じた金額の合計額を社会保険診療に係る経費とすることができる特別措置。

社会保険診療報酬の金額		概算経費率
	2,500万円以下	72%
2,500万円超	3,000万円以下	70%
3,000万円超	4,000万円以下	62%
4,000万円超	5,000万円以下	57%

大綱の概要

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の増加額（いわゆる増加型）又は売上高の10%を超える試験研究費の額（いわゆる高水準型）の一定割合を税額控除する制度については、適用期限を2年延長する。



国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

(たばこ税・地方たばこ税)

大綱の概要

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断する。また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法におけるJT株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意する。

喫煙の健康への悪影響は明らかであるが、いまだ日本の喫煙率は高い。

- 男性喫煙者の肺がんによる死亡率は、男性非喫煙者に比べて約4.5倍高い
- 慢性閉塞性肺疾患(COPD)のほとんどの要因が喫煙となっている(80%~90%)
- 40歳時点のたばこを吸っている男性の平均余命は、たばこを吸わない男性より、3.5年短い

主要国の喫煙率

国名		日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
喫煙率	男性	38.2%	34.8%	33.3%	22.0%	16.6%
	女性	10.9%	27.3%	26.5%	20.0%	15.2%

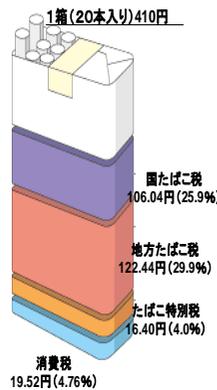
出典:たばこアトラス第3版(2009)
日本は平成21年国民健康・栄養調査

- たばこ規制枠組条約(FCTC)第6条において、たばこの需要を減少させるための価格及び課税に関する措置を実施することが求められている

(参考) 主要国のたばこ価格(円)※1ドル=80円で換算

国名	日本	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
価格	410	510	581	858	625

出典:たばこアトラス第3版(2009)



たばこの課税政策を行う背景

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」

第6条 締約国は、価格及び課税に関する措置がたばこの消費を減少させるための効果的及び重要な手段と認識し、課税政策を実施すること。
(日本:平成16年6月批准、平成17年2月発効)
(締約国数:172カ国(平成22年11月現在))

健康日本21(運動期間:2000~2012)

- 健康増進法第7条に基づく、目標期間、目標数値を有する具体的な計画
- 健康日本21では、健康寿命の延伸等を実現するため、国民が一体となった健康づくり運動を推進し、社会全体の健康づくりに関する意識の向上及び取組を促す。

【たばこ対策】未成年者の喫煙をなくす、受動喫煙の防止等の他に「喫煙をやめたい人がやめる」という目標項目を設定した。

がん対策基本計画

- 平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、平成19年度に策定。
- 【たばこ対策】健康影響に関する知識の普及、未成年者の喫煙率を0%にするなど、がん予防のための重要な柱の1つとして取り組んでいる。

大綱の概要

配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討する。

平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）では、「配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成24年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討」するとされている。

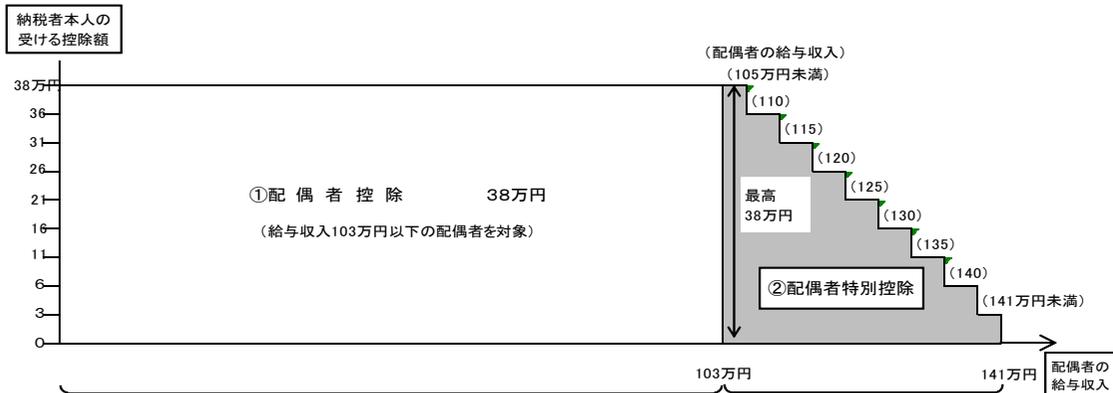
また、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）では、「国民生活に与える影響に配慮しつつ、配偶者控除の縮小・廃止を含めた税制の見直しの検討を進める」こととされている。

さらに、税制調査会における社会保障改革案に対する意見（平成23年6月16日）では、「厚生年金の適用拡大等と配偶者控除のあり方の見直しなど、相互に関連する社会保障制度と税制の課題について、一体的に検討を進めること」とされている。

こうした指摘を踏まえつつ、配偶者控除の見直しを行う必要がある。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（所得税）

- ① 配偶者控除
居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、年間の給与収入が103万円以下の者を有する場合には38万円を控除する。
- ② 配偶者特別控除
収入の非課税限度額103万円を超えても（すなわち、独立した納税者となっても）、年間の給与収入が141万円までは、収入に応じて控除が適用されるようになっている。

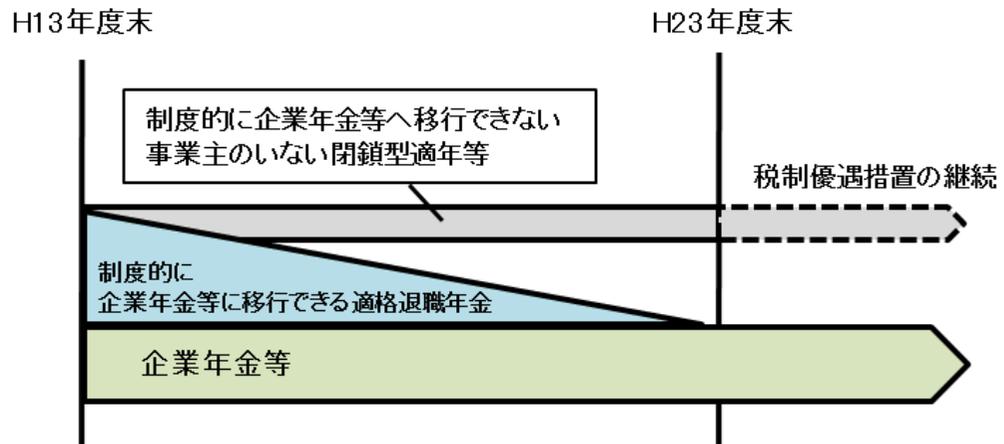


事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する 税制優遇措置の継続 (所得税、法人税、個人住民税、法人住民税)

大綱の概要

平成23年度末で廃止期限を迎える適格退職年金のうち、事業主が存在しないもの、厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては企業年金等に移行できないことから、廃止期限を過ぎた平成24年度以降も、現行の税制優遇措置を継続適用する。

- ・ 適格退職年金（以下「適年」という。）は、受給権保護の仕組みが弱いことから、平成14年度から10年の経過期間を設けて、廃止が決まっており、平成23年度末にその期限を迎える。
- ・ 廃止決定時に約7万4千件あった適年は、これまでにほとんどすべてが移行等を完了又は今後の方針を決めているものの、引き続き、関係者が一体となって、企業年金等への移行を進めている。
- ・ しかしながら、ごく一部（約170件）の適年は、制度的に企業年金等へ移行できないため、受給権保護の観点から、これらに対する税の優遇措置を廃止期限後（平成24年度以降）も継続する必要がある。



具体的優遇措置

- 年金資産を運用時非課税とする。
- 年金・一時金給付を公的年金等控除・退職所得控除の対象とする。

大綱の概要

(1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

生活衛生同業組合等が共同利用施設(共同送迎バス、共同研修施設、共同蓄電設備など)を設置した場合に、取得価額の6%の特別償却を認める現行の特例措置について、適用期限を1年延長

(2) 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

クリーニング事業者がエコ・クリーニング機を取得した場合に取得価額の8%の特別償却を認める現行措置の適用期限を2年延長

(3) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の見直し

ドライクリーニング機の技術革新に合わせ、外付け型の活性炭吸着回収装置を対象外とし、フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機を新たに加え、課税標準を価格の2分の1にした上で、適用期限を2年延長

現状

【生活衛生関係営業の特徴】

生衛業は国民生活に密着し、
大半が零細事業者

- ✓ 従業員5人未満の事業所が70.4%
- ✓ 約115万事業所 (全産業589万うち19.5%)
- ✓ 約667万人の雇用 (全従業者5,844万のうち11.4%)

- 経営基盤の安定
- 国民の衛生水準の向上

- 事業収益の低迷や国内民需の減速
- 大手チェーンストアの進出
- 新たな環境規制

政策税制(軽減措置等)

取得段階の軽減措置

保有段階の軽減措置

- ・共同利用施設の特別償却
- ・公害防止用設備の特別償却

- ・公害防止用設備に係る課税標準の特例措置

- 協業化等による合理化・省力化の推進、生産性の向上(共同利用施設)
- 環境に優しい営業の推進(公害防止用設備)

大綱の概要

ホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価について、現在実施されている実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成27年度の評価替えにおいて対応する。

現状と課題

- ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、顧客ニーズに合致しなくなった建物は経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。
- 一方で、ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。



- ◆対象税目 固定資産税
- ◆特例措置の対象 ホテル・旅館の用に供する建物
- ◆特例措置の内容 ホテル・旅館の用に供する建物に係る固定資産評価を実態に即したものに見直す。
- ◆政策の達成目標 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数 4泊 (平成22年度)
国内における観光旅行消費額 30兆円 (平成22年度)

ホテル・旅館の施設数

60,449施設
(平成21年3月31日現在)



【内訳】
ホテル営業：9,603
旅館営業：50,846



固定資産評価基準における経年減点補正率 基準表の経過年数

ホテル (非木造)

構造	経過年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	50年
煉瓦造、コンクリートブロック造及び石造	45年
鉄骨造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	35年
鉄骨造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	28年
鉄骨造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	20年